

住宅リフォーム工事
請負契約書

印紙貼付欄

工事名称 様邸 改修工事

工事場所 _____

工 期 年 月 日 より 年 月 日 まで

注文者名 _____ 様 印 TEL _____

住 所 〒 _____ FAX _____

請負者名 株式会社 山本建設 TEL 0463 - 73 - 4596

代 表 者 代表取締役 山本 秀樹 印 FAX 0463 - 73 - 4586

住 所 神奈川県中郡二宮町緑が丘3丁目6-17

担当者名 山本 秀樹

1、請負金額 金 0 円也(税込)

2、工事内訳

工事項目	摘要(仕様)	数量	単価	小計
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
工事価格(税抜き)				0
消費税				0
合計(税込)				0

請負条件: 工事用の電気・水道・ガスについては、お客様宅のものを使用させていただきます。
また、本工事は見えない部分等の状況により施工内容、並びに工事金額に予測できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

3、支払い方法

前払金(工事代金の50%) 金 _____ 円 (税込)
部分払 金 _____ 円 (税込)
竣工払(工事完了後10日以内) 金 _____ 円 (税込)

▼この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名押印の上、各自1通を保有する。
※この書類は大切に保管して下さい。

クーリングオフに関する規定

**本書面は、クーリングオフ(一定期間内の解除)に関する規定です。
重要な規定ですので、本書面の内容を十分に読んでください。**

本書面が添付されている工事請負契約(以下、「工事請負契約」という。)についてクーリングオフが適用ある場合は、以下の場合です。

- A. 請負者(工事請負契約において「乙」)が営業所等以外の場所において工事請負契約を締結した場合(営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において締結した場合、を除きます。)
- B. 営業所等において工事請負契約が締結された場合であっても、注文者(工事請負契約において「甲」)が、訪問販売、電話その他による勧誘販売等の方法により請負者が誘引した者である場合

なお、注文者の求めに応じてその自宅において締結する場合、使用により価額が著しく減少するおそれがあるものとして指定された消耗品(注1)を使用する工事が行われた場合、又は、3,000円未満の現金取引の場合には、クーリングオフの適用はありません。

注1:平成22年3月1日現在で、工事請負契約に関連しそうなものとして壁紙が指定されています。

(クーリングオフに関する規定)

1. 本工事請負契約は、契約書面を注文者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、注文者は、書面により工事請負契約を解除することができます。
2. 前項にかかわらず、請負者が工事請負契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより注文者が誤認をし、又は請負者が威迫したことにより注文者が困惑し、これらによつて注文者が工事請負契約の解除を行わなかつた場合には、工事請負契約に関してクーリングオフの権利その他所定の事項を記載した書面を注文者が請負者から改めて受領した日から起算して8日を経過するまでは、注文者は、書面により工事請負契約を解除することができます。
3. 第1項及び第2項の契約の解除は、注文者が、工事請負契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じます。
4. 第1項及び第2項の契約の解除があつた場合においては、請負者は、注文者に対し、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
5. 第1項及び第2項の契約の解除があつた場合には、既に請負工事契約に基づき役務が提供されたときにおいても、請負者は、注文者に対し、工事請負契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができません。
6. 第1項及び第2項の契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、工事請負契約に関連して金銭を受領しているときは、請負者は、注文者に対し、速やかに、その全額を返還します。
7. 第1項及び第2項の契約の申込みの撤回又は契約の解除を行つた場合において、工事請負契約に係る役務の提供に伴い注文者の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、注文者は、請負者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

本書面と同じ書面を受領しました。

年 月 日

注文者:

⑨